



令和8年度 山武市電気柵設置補助金

(有害獣被害防止防護柵等設置事業補助金)

有害獣による農作物への被害防止を図るため、電気柵を設置した際の購入に要する経費（令和8年1月～12月に購入、設置したもの）の一部を補助します。

【補助率 1/2・上限2万円】

※予算が超過した場合は終了となります。



1. 対象者

市内に住所を有する農業者（耕作面積 30 アール以上又は販売金額 50 万円以上）で、市税の滞納がない者。

2. 対象条件（次の①～⑤のすべてに該当すること）

- ①電気柵の設置場所が市内であること。
- ②設置場所が耕作されている農地であること。
- ③設置場所の面積が 10 アール以上であること。
- ④電気柵の延長が 100m以上であること。
- ⑤資材の購入先が市内に本店又は支店のある事業者であること。

3. 申請から交付までの流れ

- ①電気柵購入、設置完了（申請者）
- ↓
- ②補助金交付申請書兼請求書作成（申請者） ※添付書類が必要です。
「4. 申請に必要なもの」をご確認ください。
- ↓
- ③農政課へ提出（申請者→市役所）
- ↓
- ④内容審査後、交付（不交付）決定通知送付（市役所→申請者）
- ↓
- ⑤指定口座へ入金（市役所→申請者）

4. 申請に必要なもの

- | | |
|---------------|--------------------|
| ①補助金交付申請書兼請求書 | ④見積書等（明細を確認できる書類） |
| ②設置場所の位置図 | ⑤領収書、納品書又は支出を証する書類 |
| ③設置完成写真及び配置図 | ⑥指定口座の通帳の写し |
| | ⑦印鑑（自動印不可） |

※申請は同一年度 1 回限りです。また、2 年連続での申請はできません。

○申請先 山武市役所産業振興部農政課農政係

TEL 0475-80-1211

○申請期間 令和8年6月1日(月)～令和9年1月8日(金)